鹿児島市立武岡小学校
令和8年度
いじめ防止基本方針

１　「いじめ防止基本方針」について

鹿児島市立武岡小学校では「いじめ防止対策推進法」第１３条に規定されている「学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき，いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

２　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

「いじめ」とは，児童生徒に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。
★「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか金品をたかられたり隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)　いじめに対する基本的な考え方

本校では「いじめ問題」に迅速かつ組織的に対応するために，いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして，いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち，すべての児童生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に，教職員をはじめ関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

３　いじめの未然防止のための取組

本校教職員は，児童一人一人が，安心して自己存在感や有用感，成就感や達成感を感じながら学校生活を送り，自尊感情を育むことができるようにその基盤となる「心の居場所」のある学級や学校づくりに努める。そのために，全教職員が共通認識に立ち以下の取組を計画的に行うものとする。

(1)　学級経営を通して

① ソーシャルスキルトレーニングを実施したり「心の健康観察」「いじめアンケート」「学校楽しぃーと」を生かしたりして，児童の実態を十分に把握し，よりよい学級経営に努める。
② 主体的・対話的で深い学びの実現に努め，児童が成就感や充実感をもてる授業の実践努める。
③ すべての児童が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校作りの基盤づくりに努める。

(2)　学校教育活動（学校行事）を通して

① 学校教育活動全体を通じ，すべての児童に「いじめは決して許されるものではない」ことの理解を促し，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。

○ いじめ問題を考える週間（学期１回）
… 各学級，学期はじめの学級づくりを意識して実施。
… 取組について，学期末に各学級，報告し，評価・改善につなげていく。
○ いじめ防止啓発強調週間（ニコニコ月間）　5/25-6/24
… 全学年によるポスター，標語への参加。
○ 校内人権週間，朝の会・帰りの会，教育相談，異学年交流，児童代表委員会
… 道徳教育，道徳教育，学級活動，総合的な学習の時間，生活科など，学校行事への関わり方
… 児童一人一人に役割分担，出番を持たせる工夫

(3) 道徳教育を通して

① 道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。

② 全ての教育活動において道徳教育を実践し，人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 年１回，授業参観で道徳の授業を実施し，保護者とともに考える機会を作る。

(4) 相談体制の整備

① 「生徒指導事例研修」で共通理解を図る。「ＳＯＳの出し方教育」を，全学年に位置付ける。

② 年度初に実施する「いじめアンケート」「学校楽しぃーと」実施後に，学級担任が教育相談を行い，児童一人一人の理解に努める。また，毎朝「心の健康観察」を実施し，児童理解に努める。

③ スクールカウンセラーと連携を図り，教育相談の充実に努める。

④ 全家庭を対象にした教育相談を実施し，保護者との連携の充実を図る。

(5) 情報教育を通して（インターネットなどを介して行われるいじめ対策）

① 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い，現状把握に努めるとともに，児童に情報モラル教育をするなど未然防止・迅速な対応に努める。

② 携帯電話，スマートフォン持ち込みに関するガイドラインの中に,使用に関すること，設定に関することについて触れ，全家庭に啓発する。

③ 上学年における「情報モラル学習」や「スマホ安全教室」などの事業を活用し，時代の流れやニーズに合った学びの場を提供する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

① 幼保小，小小、小中連携を充実させ、情報交換や交流学習を行う。

４　いじめの早期発見のための取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめは，大人の目のつきにくい時間や場所で行われていたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，些細な兆候であっても，見逃さず，早い段階から関わりを持ち，いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的に認知し，対策に取り組む。

そのために，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。児童のことについて気になることがあったら，日頃から教職員同士で，放課後や学年会などを活用し連絡を取り合うようにする。

(2) 家庭・地域・関係機関との連携

① 児童・保護者・学校の信頼関係づくり

ア　日頃からの情報交換等を通し，円滑な連携を図るように努める。

イ　保護者からの相談には，迅速かつ誠実な対応に努める。(家庭訪問，教育相談，電話による相談等)

ウ　学級ＰＴＡで子どもたちの様子を語り合う場を設定する。

② 地域住民との密な関係づくり

ア　民生委員・児童委員との連絡会（年３回）の活用と充実

イ　学校運営協議会（年４回）の活用と充実

ウ　武岡コミュニティ協議会への参加と活用

エ　地域行事への積極的参加による情報収集と信頼づくり提供を得やすいようにする。

③ 教育委員会，近隣保・幼・小・中等関係諸機関との連携

ア　いじめについて協議する機会を設け，情報収集，課題解決に臨む。

(3) 「いじめアンケート」「学校楽しぃーと」「にこにこチェック」の実施

毎朝「心の健康観察」、毎月「いじめアンケート」を実施し，結果をもとに，児童と話をしながら，思いを汲み取る。また「学校楽しぃーと」を実施し，児童が内面に抱えている気持ちを汲み取った学級経営を心がけるようにする。

(4) ノート指導・日記指導

ノート指導や日記指導を通して、宿題の提出の様子，文字の乱れなどから交友関係や悩みを把握し，心の悩みに気づくようにする。

(5) 教職員の資質向上

いじめの早期発見，問題解決には一人一人の教職員の気付きの目，対応する力量に負うところが大きい。そこで，共感的な学級づくりやいじめ問題の対処法等について研修を深め資質向上を図っていく。

5 学校におけるいじめ問題に取り組むための組織

(1) 組織の名称

「楽しい学校生活委員会」

(2) 組織設置の目的

武岡小学校では，いじめ防止対策推進法第２２条に則り，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行う中核となる組織「楽しい学校生活委員会」を設置する。

これは，いじめに対して学校が組織的に対応することが必要であること，また，必要に応じて外部専門家等が参加しながら対応することにより，より実効的ないじめの解決に資することが期待されていることから設置するものである。

(3) 組織の構成

○ 校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，養護教諭，関係教職員
○ その他，必要に応じた外部関係者・専門家
・スクールカウンセラー　・学校運営協議会委員　・民生委員　・児童委員
・心理福祉の専門家　・弁護士　・医師　・教員　・警察経験者　・警察官　他

(4) 活動場所

この委員会は，いじめ発見により，組織的な対応を行う必要があると，学校長が判断したときに開くものとし，校長室で会議を行う。

(5) 活動内容

① 年間を通した取組の検討や検証，次年度の計画作成
② いじめの早期発見に向けた取組（アンケート調査，教育相談，等）
③ いじめ防止に向けた取組
④ いじめ事案に対する対応
⑤ 職員研修の企画（いじめ問題に関する児童理解のため）

(6) いじめに対する措置

① **事実の確認** …… いじめに関わる相談を受けた場合は，速やかに事実の確認を行う。
↓
② **再発防止** …… いじめの事実が確認された場合は，その行為を止めさせ，再発を防止するため，いじめを受けた児童と保護者に対する支援，いじめを行った児童と保護者に対する指導と助言を継続的に行う。
↓
③ **安全の確保** …… いじめを受けた児童が，安心して教育を受けるために必要があると認められたときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
↓
④ **情報の共有化** …… いじめの関係者間で争いが生じないよう，いじめの事案に関わる情報を関係の保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
↓
⑤ **関係機関との連携** … 犯罪行為として取り扱ういじめは，教育委員会及び所轄警察署等と連携して，迅速に対処する。

6　いじめに対する早期発見

(1)　いじめに関する相談を受けた場合

○　速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。

(2)　いじめの事実が確認された場合

○　「楽しい学校生活委員会」を開き，対応を協議する。いじめの深刻度に合わせ，
（深刻度１）校内の職員のみで対応する。
（深刻度２）スクールカウンセラー，心理・福祉の専門家を含めて対応する。
（深刻度３）病院・警察を含めて協議し対応する。
そして，いじめを受けた児童や，いじめを知らせてきた児童の安全を確保し，いじめたとされる児童に対しても事実を確認し，適切に指導する。その際，組織的な対応ができるように取組を推進する。また，関係機関や専門機関とも連携して取り組む。

○　委員会が必要と認めたときには，事実に係る情報を関係保護者と共有するための話合いの場を設ける。保護者へは担任が連絡し，状況に応じたメンバーを選定する。また，保護者に了解を取った上で記録を取り，記録は厳重に管理する。
○　必要に応じて，スクールカウンセラーや SSW、臨床心理相談員等を活用し，児童や保護者の心のケアを図り，解決が図られた後も継続して見届けていく。
○　犯罪行為として対応すべきいじめについては，教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3)　いじめを受けた児童について

○　安全を確保した上で，いじめを受けた児童の立場に立ち，話を聞く。内容や関係する児童について，事実関係を明らかにする。その後，絶対に守り通すという姿勢を伝え，安心感を持たせながら支援を行う。また，保護者宅も家庭訪問をして事実関係を十分に説明し，今後の学校の方針を誠実に伝え，組織的・継続的に見守っていく。
○　いじめを受けた児童が，安心して教育を受けるために必要があると認められたときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(4)　いじめを行った児童について

○　「いじめは決して許されない」立場を明確にした上で，十分に話を聞き，内容や関係する児童等の事実関係をはっきりさせる。その後，毅然とした態度で指導に当たり，心から謝罪できるようにする。また，保護者にも事実関係を十分に説明し，今後の指導について協力を求めながら，組織的・継続的に見守っていく。

(5)　いじめを通報した児童について

○　児童のプライバシーが，完全に守られるように配慮する。

(6)　いじめを行った集団および周囲の児童について

○　知っていて知らぬふりをすることは，いじめ行為と同じであることを理解させ，他人事ではなく自分たちのこととして考えられるように指導する。

7　重大事態への対処について

(1)　重大事態の定義（「いじめ対策推進法」より抜粋）

①　いじめにより，児童の生命や心身，財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

※　「重大な被害」とは…

○　児童が自殺を企図した場合　　○　身体に重大な障害を負った場合
○　金品等に重大な被害を被った場合　　○　精神症の疾患を発症した場合，等

②　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間３０日を目安とし，一定期間を連続して欠席している場合も含む）
③　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への主な対処方法について

① **報　　告** … 重大事態が発生した旨を，教育委員会に速やかに報告する。

② **組織作り** … 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
（ 基本メンバー：学校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭 ）

※　「いじめ対応チーム」編成と対応例
- Ａ：学校での観察・助言チーム（担任・学年主任・養護教諭）
  → 情報収集・調査，いじめられた児童の保護・支援・心のケア
- Ｂ：学級担任のサポートチーム（生徒指導主任・管理職）
  → 情報の確認・整理，全校体制の整備
- Ｃ：保護者との連携チーム（学級担任・管理職）
  → 情報の報告・交換，心のケア
- Ｄ：関係機関との連携チーム（管理職・スクールカウンセラー）
  → 市教育委員会・警察・医療機関等への連絡・ケアの依頼，報道機関対応
- Ｅ：状況報告チーム（管理職）
  → 市教育委員会への状況報告

③ **調　　査** … 上記の組織を中心に，事実関係を明確にするための調査を，いじめられた児童から可能な限り行う。この際，十分な配慮を行い，情報拡散・風評被害に配慮する。
聞き取りが不可能な場合（入院・意識不明・死亡など），当該児童の保護者の要望・意見を十分に考慮し，今後の調査について協議する。また，関係諸機関との連携を適切に取り，客観的な事実を速やかに調査する。

④ **情報提供** … 上記調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ **心のケア** … 上記の調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8　武岡小学校の計画について

(1) 年間指導計画

月	児童関係	職員関係	検証関係
4	・生徒指導強調週間 ・いじめ問題を考える週間	・心の教育推進委員会① ・生徒指導朝会（年間毎週木曜日）	・ニコニコチェック
5	・ニコニコ月間（ポスター・標語） 5/25～6/25	・いじめ防止啓発強調月間 ・職員研修（人権教育①）	・いじめアンケート実施 ・ＳＮＳチェックシート実施①
6	・ニコニコ月間（ポスター・標語） ・思いやりの心を育てる人権教室（4年）	・心の教育推進委員会② ・いじめ防止啓発強調月間	・ニコニコチェック
7	・教育相談月間	・職員研修（生徒指導）	・学校楽しぃーと実施
8		・職員研修（人権教育②） ・心の教育推進委員会③	・アンケート集計・対応策の検討
9	・生徒指導強調週間 ・いじめ問題を考える週間		・いじめアンケート実施 ・ニコニコチェック
10			・ニコニコチェック
11	・校内人権週間	・心の教育推進委員会④	・ニコニコチェック
12	・校内人権週間 （人権集会・人権標語・人権作文等の放送）		・学校楽しぃーと ・いじめアンケート実施
1	・生徒指導強調週間 ・いじめ問題を考える週間		・アンケート集計・対応策の検討
2			・学校楽しぃーと ・ニコニコチェック
3		・心の教育推進委員会⑤	・いじめアンケート実施 ・ＳＮＳチェックシート実施①

(2) 指導体制

指導段階	指導体制	留意点
1	・学級担任による本人への指導	・学級担任の判断で校長・教頭・生徒指導主任へ報告
2	・学級担任による本人および保護者への指導	・電話，家庭訪問，教育相談等により保護者へ指導 ・校長・教頭・生徒指導主任へ報告
3	・学級担任・学年主任・生徒指導主任による本人への指導	・学級担任だけでは，解決が困難と判断される場合 ・事後の学級担任は継続的に指導 ・校長・教頭への報告
4	・学級担任・学年主任・生徒指導主任による本人および保護者への指導	・本人への指導後，保護者へも指導 ・校長・教頭への報告
5	・学級担任・学年主任・生徒指導主任，教頭，校長による本人および保護者への指導	・段階４と同様 ・必要に応じて，児童生徒支援課へも報告
6	・学校の指導力をもって最大限の努力を尽くしても効果が見込めない場合に，警察および関係機関の協力を求めての指導	・全教職員の協力体制を確立 ・校長・教頭との密な連携 ・児童生徒支援課への報告
留意点	○ 記録は，時系列で詳細に残す。 ○ 市教育委員会・関係機関への報告は，校長の責任において行う。 ○ マスコミ等への対応窓口は，管理職で一本化を図る。 ○ 事細かな管理職への報告・連絡・相談を，怠らないようにする。 ○ 指導体制や指導の在り方について，生徒指導主任を中心に，年次的見直しを図る。	

(3) 各種資料

① 関係機関および連絡先一覧

○ 鹿児島市教育委員会 児童生徒支援課	連絡先：０９９－２２７－１９７１
○ 鹿児島県警察本部 少年サポートセンター	連絡先：０９９－２３２－７８６９
○ 鹿児島西警察署	連絡先：０９９－２８５－０１１０
○ 明和交番	（鹿児島西警察署へ連絡）
○ 鹿児島県中央児童相談所	連絡先：０９９－２６４－３００３
○ 鹿児島市子ども家庭支援センター	連絡先：０９９－８０８－２６６４

② 常時活用資料（リーフレット）

○ 生徒指導提要	令和４年12月・改定
○ いじめ対策必携	令和２年３月・改定
○ 優しさで咲かせよう	令和３年・いじめ問題･不登校対応等対応リーフレット
○ 子どもの心のサインに気付いていますか？	平成31年・いじめ問題・不登校対応等リーフレット
○ いじめ未然防止のための人権教育実践事例集	平成29年・いじめを生まない学級を目指して

(4) いじめ対策委員会（楽しい学校生活委員会）組織表

いじめ発見
○ 本人・保護者の訴え
○ 学級担任の発見
○ 友人・他職員・地域の方の発見
○ 個別の面談　　○ その他

※　緊急を要する場合は，対応できる教職員で役割を分担し，現場へ急行したり，関係職員へ連絡したりする。

楽しい学校生活委員会
※ 第一報を「楽しい学校生活委員会」に報告する。
※ 常任メンバー：校長，教頭，生徒指導主任
○ 学級担任または関係教職員が聞き取りをし，事実関係を確認する。
○ 確認できたら，その深刻度により，以下の委員会で対応を協議する。

ＰＴＡとの連携
学級ＰＴＡ，学年ＰＴＡ
ＰＴＡ総会，臨時ＰＴＡ

市教育委員会との連携
指導主事の招聘・助言，研修
いじめ問題対応チームの要請

関係機関との連携
明和交番，西警察署
児童相談所，市子ども家庭センター

深刻度：１
・校内の教職員で対応可能な事案※軽微ないじめ問題を対応する

校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，関係教職員

深刻度：２
・スクールカウンセラー，民生委員，児童委員と取り組む事案
※長期化しているいじめ問題，いじめにより不登校となった児童に対応する

深刻度１のメンバー，スクールカウンセラー，民生委員，学校運営協議会委員，児童委員

深刻度：３
・医療，警察の協力が必要な事案
※身体に影響を及ぼす，より重大な事案に対応する

深刻度２のメンバー，明和交番，医療機関等（教育委員会とも相談の上，要請をする）

※ 対応を協議後，事案に対処する。全教職員で共通理解を図る。
※ マスコミ，ＰＴＡへの対応が必要な場合は，別途協議する。
※ 対応後も「心の教育推進委員会」で状況を確認し，見守っていく。

・ 学校いじめ防止基本方針を，ホームページ上に公表し，児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
・ 組織・対応等については，教職員・保護者・地域住民等からも意見をもらいながら，随時検証して改善を図っていく。
※ 教職員間での検証は，学期末の教科領域等部会で行う。
※ 地域住民を交えての検証は，「学校づくり委員会」を活用し，定期的に行う。

(5) いじめ防止全体計画

～児童の実態～
・全体的に明朗快活である
・規範意識が低い面がある
～地域の実態～
・学校教育活動の理解が深い
・教育に熱心で協力的
～保護者の願い～
・親切心，思いやりの伸長
・自省・自立心の育成

学校教育目標
自ら学ぶ意欲をもち，心豊かで
心身ともにたくましい子どもを育てる

生徒指導の目標
教育活動全分野の関連を図り，豊かな人間性の育成を目指し，学校生活や社会生活の中で，基本的な生活習慣や自己指導能力を身に付けさせる。

～本校の教育課題～
・基礎学力の向上・定着
・心に届く生徒指導の充実
・健やかな体力・気力づくり
・基本的生活習慣の定着，他
～生徒指導の重点～
・元気のよい挨拶・返事
・礼儀正しく節度ある行動
・相手の立場に立った行動
～いじめ防止の努力点～
・自己肯定感・有用感の育成
・共感的人間関係づくり
・いじめサインの適切な把握
・全教職員の指導体制の理解

いじめ防止に対する基本方針
すべての児童の人権が尊重され，明るく楽しい学校生活を送れるように，児童相互の心の通った望ましい人間関係を育み，個に応じた的確な支援と指導を行い，いじめの発生を未然に防ぐようにする。

各教科	○ 指導方法の改善に努め，学習でのつまずきに対する支援・助言や個に応じた指導を徹底する。 ○ 人権尊重・特別支援教育の視点に立った指導。	道　徳	○ 生きることを喜び，生命を大切にする心 ○ 互いに信頼し，学び合い友情を深め，協力する心 ○ 健康や安全に留意し，前向きに取り組む心

特別活動	○ 望ましい集団行動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。 ○ 自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。	特別支援教育	○ 学習や生活面で児童のニーズに合わせ，一人一人の能力が十分発揮できるように支援する。 ○ 保護者や地域の理解を深める。
人権同和教育	○ 差別の解消を目指し，全教育活動の中で人権尊重の教育を推進する。 ・ 差別に気付く ・ 差別を許さない ・ 人権感覚を身に付ける	教育相談	○ 学校生活が児童一人一人にとって，楽しく生きがいのある充実したものになるよう支援する。 ・ 教育相談日設定（定期相談，自発相談等） ・ 日々の観察，日記等
読書指導	○ 児童一人一人の読書意欲を高め，読書の楽しさを味わわせ，情操豊かな子どもを育てる。 ○ 学校図書館利用の方法や資料活用の方法を知り，読書意欲の向上を図る。	家庭･地域関係機関との連携	○ 情報発信と共有化を図り，一体となった取組。 ・ 学校運営協議会･学校づくり委員会･児童民生員会 ・ 校区公民館運営審議会･青少年健全育成委員会 ・ 児童クラブ･はばたき教室･スポーツ少年団,他 ○ 関係機関との密な連携